

国保料(税)の低所得減免・収入減の減免制度実施状況

(2011年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※「低所得者向けの減免」を実施しているのは、19市町村(35.2%)、日進市、新城市、幸田町が実施
 ※「収入減を理由にした減免要件」では、阿久比町を除き53市町村(98.1%)で実施
 ※「収入減を理由にした減免要件」は、前年所得、当年見込み所得、減少割合以外の要件がある場合もあるので、該当するかは個別の確認が必要

市町村名	低所得者減免		収入減を理由にした減免要件		
	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合
合計	19	—	実施:53市町村		
1 名古屋市	○	世帯の全員が市県民税の所得割を課されない	1000万円以下	264万円以下	8/10以下
2 豊橋市	○	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額及び固定資産税額が無いこと。	600万円以下		8/10以下
3 岡崎市	○	国保加入者全員が市民税の申告をしており、国保加入者全員が市民税非課税世帯であること。	500万円以下 250万円以下 100万円以下		1/2以下 6/10以下 7/10以下
4 一宮市	○	①法定軽減世帯の均等割・平等割をさらに1割減免②世帯の総所得が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	250万円以下		1/2以下
5 瀬戸市	×		300万円以下		1/2以下
6 半田市	○	非自発的な離職及び事業の廃業により、所得が著しく減少した者(非自発的失業軽減をうけておらず前年所得500万円以下)	500万円以下		7/10以下
7 春日井市	○	学校教育法25条の規定により、就学援助を受けることとなった世帯、その他これらに類する法令の規定により給付を受けている世帯	400万円以下		1/2以下
8 豊川市	○	世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員が市税条例第21条第2項の規定の適用を受ける場合、または、世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額が25万円以下でかつ世帯主及び被保険者全員の前年総所得金額の合計が125万円以下	300万円未満		7/10以下
9 津島市	○	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯で前年度に係る保険税額の30%に相当する額	500万円以下		2/3以下
10 碧南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が0円の場合	300万円以下		1/2以下
11 刈谷市	×		300万円以下		1/2以下
12 豊田市	×		500万円以下		1/2以下
13 安城市	×		300万円以下		1/2以下
14 西尾市	○	所得割額、資産割額が課税されていない	300万円以下		1/2以下
15 蒲郡市	○	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで2万円未満の世帯のうち次の事項に該当するとき一軽減対象世帯、保険税の所得割が課税されない世帯	300万円以下	300万円以下	7/10以下
16 犬山市	×		400万円以下	生活保護基準130%以下	2/3以下
17 常滑市	×		200万円以下		1/2以下
18 江南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が0円の者	400万円以下	生活保護基準130%以下	2/3以下
19 小牧市	×		400万円以下	200万円以下	7/10以下
20 稲沢市	×		300万円以下		1/2以下
21 新城市	○	資産割額が課せられない法定軽減世帯の均等割・平等割額を1割減免	200万円以下		1/2以下
22 東海市	×		200万円以下		1/2以下
23 大府市	×		200万円以下		1/2以下
24 知多市	×		200万円以下		1/2以下

市町村名	低所得者減免		収入減を理由にした減免要件		
	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合
25 知立市	×		300 万円以下		1/2 以下
26 尾張旭市	×		500 万円以下		1/2 以下
27 高浜市	×		300 万円以下	市民税所得割額 12 万円以内	1/2 以下
28 岩倉市	×		300 万円以下		2/3 以下
29 豊明市	×		500 万円以下		2/3 以下
30 日進市	○	法定減免に0.5割の減免を加える	500 万円以下		7/10 以下
31 田原市	○	均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当・均等割・平均割の1割減免。均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当・均等割・平均割の2割減免。	300 万円以下		7/10 以下
32 愛西市	×		300 万円以下	200 万円以下	1/2 以下
33 清須市	×		200 万円以下		1/2 以下
34 北名古屋	○	法定減免後の均等割額・平等割額の20/100を減免	200 万円以下		1/2 以下
35 弥富市	○	世帯主及び被保険者の前年の合計所得が33万円以下で、減免申請前3カ月の平均月収が生活保護基準に規定する基準生活費以下のもの 均等割・平等割1/2	362 万円以下		1/2 以下
36 みよし市	×				1/2 以下
37 あま市	×		300 万円以下		1/2 以下
38 東郷町	×		300 万円以下		1/2 以下
39 長久手町	×		300 万円以下		1/2 以下
40 豊山町	×		200 万円以下		1/2 以下
41 大口町	×		400 万円以下		2/3 以下
42 扶桑町	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が0円で、現に生活が困窮しているもの	400 万以下		2/3 以下
43 大治町	×		300 万円以下		1/2 以下
44 蟹江町	×		300 万円以下		1/2 以下
45 飛島村	×		350 万円以下		1/2 以下
46 阿久比町	×		未実施		
47 東浦町	×		300 万円以下		1/2 以下
48 南知多町	×		200 万円以下		1/2 以下
49 美浜町	×		所得が皆無となり生活が著しく困難		
50 武豊町	×		300 万円以下		1/2 以下
51 幸田町	○	法典減免を受けた人を除き、町民税が非課税世帯	300 万円以下		1/2 以下
52 設楽町	×		災害などで生活が著しく困難		
53 東栄町	×		災害などで生活が著しく困難		
54 豊根村	×		災害などで生活が著しく困難		